

令和4年3月1日

保護者の皆様へ

和泉市教育委員会

学校給食費の改定について（お知らせ）

日ごろは本市学校給食運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

学校給食費については、学校給食法第11条の規定により学校給食調理に必要な食材の購入費として、保護者の皆様に負担をお願いしておりますが、下記のとおり学校給食費を改定することに決定いたしました。

今後も引き続き、安全、安心でおいしい学校給食の提供を行うとともに学校給食を活用した食育の推進に努めてまいりますので、ご理解の程、よろしく申し上げます。

記

1. 学校給食費改定額（月額）

	改定 (令和4年4月分以降)	現在
小学校 義務教育学校前期課程	4,360円	4,200円
中学校 義務教育学校後期課程	4,900円	4,700円

※年間徴収回数は11回です。

※学校給食費については、全額食材購入費に使用しています。食材購入費以外の費用については、すべて市が負担しています。

2. 改定理由

①夏季休業期間が8月24日までとなったことから、8月の給食について、1学期同様に始業式及びその翌日を除いた3日間において給食を実施するため。

②学校における米飯給食の推進等の対応により、米飯給食の実施回数を週3回から週4回に回数を増やすため。

※今回の改定には昨今の食材等の物価上昇は加味しておりません。

3. 改定時期

令和4年4月1日

【問合せ】

和泉市教育委員会事務局
教育・こども部 学校園管理室
TEL：0725-99-8230（直通）